司法試験の法科大学院在学中受験資格について

司法試験の在学中受験資格を得るためには、以下の(1)(2)を満たしていることが当該法科大学院を設置する大学の学長(本学の場合、総長)により認定される必要がある。

- (1) 司法試験が行われる年度の前年度までに以下の所定科目単位を修得していること
- ① 法律基本科目の基礎科目 30単位以上

本法科大学院では、未修1年次配当の必修科目すなわち法律基本科目(授業科目表の①科目)30単位すべてを修得することを要する(既修者については修得したものとみなされる)。

② 法律基本科目の応用科目 18単位以上

本法科大学院では、2年次以上配当の法律基本科目がこれに相当する。 2年次から3年次に進級した年度に受験するためには、2年次において必修科目である法律基本科目(以下の科目)20単位のうち18単位以上を修得することを要する。

上級憲法、上級行政法、上級民法1·2、上級商法1、上級民事訴訟法、 上級刑法、上級刑事訴訟法、民事系判例研究

③ 司法試験の選択科目 4単位以上

本法科大学院では、これに相当する以下の科目から4単位以上を修得することを要する。

倒產法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際法、国際私法

- * 国際租税法、国際経済法又は国際人権法の単位修得では当該要件を満たせないので留意すること
- (2) 司法試験が行われる年度内に本法科大学院の課程を修了する見込みがあること